

ハラスメント防止ポリシー

学校法人吉田学園

第1章 総則

第1条（目的）

本規程は、学校法人吉田学園（以下「本学園」という）におけるハラスメントの防止および排除並びに被害者の保護を図り、学生および教職員が安全かつ良好な教育・就業環境の下で活動できる体制を確立することを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、次の各号に掲げる者に適用する。

- 一 本学園の教職員（常勤、非常勤、委嘱を問わない）
- 二 本学園の学生（在校生、研究生、科目等履修生等を含む）
- 三 本学園の業務に関連する外部関係者（講師、業務委託先、インターン等）

第3条（定義）

本規程において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

一 セクシュアルハラスメント

性的な言動により、相手に不利益又は不快感を与え、教育・就業環境を害する行為

二 パワーハラスメント

優越的関係を背景とした言動により、相手の人格又は尊厳を侵害し、教育・就業環境を害する行為

三 アカデミックハラスメント

教育・指導上の地位を利用して学生に不利益又は精神的苦痛を与える行為

四 カスタマーハラスメント

顧客や取引先が商品・サービスに対して正当な理由なく、あるいは手段が不相当な形で行う暴言、脅迫、過度な要求などの著しい迷惑行為

五 性的指向及び性自認に関するハラスメント

六 その他、人格権を侵害し、教育・就業環境を害する一切の行為

第4条（デジタル環境におけるハラスメント）

ハラスメントには、対面のみならず、情報通信技術を利用したすべての手段による行為を含む。

第5条（基本方針）

本学園は、ハラスメントを一切容認せず、次の基本方針に基づき対応する。

- 一 被害者の尊厳及びプライバシーの保護
- 二 迅速かつ公正な対応
- 三 再発防止の徹底
- 四 相談・申告者に対する不利益取扱いの禁止

第2章 禁止行為**第6条（禁止事項）**

本学園において、次の各号に掲げる行為を禁止する。

- 一 ハラスメント行為の実施
- 二 ハラスメントを助長し、又は黙認する行為
- 三 相談又は申告を行った者に対する不利益取扱い
- 四 虚偽の申告により他者の名誉を毀損する行為

第7条（デジタル・SNS等における禁止行為）

次の各号に掲げる行為は、デジタル上のハラスメントとして禁止する。

- 一 誹謗中傷、名誉毀損、人格攻撃
- 二 執拗な連絡、返信の強要、つきまとい行為
- 三 性的内容の送信又は強要
- 四 特定の個人に対する排除、無視又は集団的攻撃
- 五 生成AI等を用いた虚偽情報の作成又は拡散
- 六 画像、音声等の無断加工（ディープフェイク等）による権利侵害
- 七 教職員と学生間における不適切な私的接触

第3章 相談及び対応**第8条（相談窓口）**

本学園は、ハラスメントに関する相談窓口を設置する。

第9条（相談対応）

- 1 相談は、対面、電子メールその他の方法により受け付ける。
- 2 相談者の秘密及び匿名性は最大限尊重する。

第10条（調査）

- 1 本学園は、相談を受けた場合、速やかに事実関係の調査を行う。
- 2 調査は、公正性及び中立性を確保して実施する。

第11条（証拠の取扱い）

電子データ、スクリーンショット、録音その他の記録は、証拠として取り扱う。

第12条（学園外行為の取扱い）

学園外における行為であっても、本学園の構成員に対するハラスメントである場合は、本規程を適用する。

第4章 措置**第13条（措置）**

本学園は、ハラスメントが認められた場合、必要に応じて次の措置を講ずる。

- 一 指導、注意
- 二 配置転換、担当変更
- 三 懲戒処分
- 四 被害者への支援

第5章 懲戒**第14条（懲戒の基本原則）**

懲戒処分は、行為の悪質性、被害の程度、継続性、関係性その他一切の事情を総合的に考慮して決定する。

第15条（懲戒区分）

懲戒は、次の区分により行う。

- 一 軽度
指導、口頭注意、研修受講義務
- 二 中程度
書面による警告、活動制限
- 三 重大
停学（学生）、停職、減給、降格（教職員）
- 四 極めて重大
退学（学生）、懲戒解雇（教職員）

第16条（懲戒事由の例示）

前条の区分に対応する行為の例は、別表のとおりとする。

第17条（加重及び軽減）

1 次の各号に該当する場合、処分を加重することがある。

- 一 反復継続している場合
- 二 優越的地位の濫用
- 三 被害が重大である場合
- 四 報復行為が認められる場合

2 次の各号に該当する場合、処分を軽減することがある。

- 一 自主的な申告
- 二 誠実な謝罪及び被害回復

三 初回かつ軽微な場合

第6章 教育及び再発防止

第18条（教育・研修）

本学園は、ハラスメント防止のため、教職員及び学生に対し必要な教育及び研修を実施する。

第19条（再発防止）

本学園は、事案発生後、必要な再発防止措置を講ずる。

第7章 雑則

第20条（記録の管理）

本規程に基づく対応に関する記録は、適切に保存及び管理する。

第21条（改廃）

本規程の改廃は、本学園の定める手続により行う。

附則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（懲戒事由の具体例）

1 軽度

- ・単発の不適切発言
- ・軽微な配慮欠如

2 中程度

- ・継続的な不快言動
- ・軽度のSNS誹謗中傷
- ・無視・排除行為

3 重大

- ・明確なパワーハラスメント
- ・性的発言、接触
- ・執拗なSNSハラスメント
- ・AIによるなりすまし、虚偽情報拡散

4 極めて重大

- ・性的強要
- ・暴力行為
- ・重大な人格侵害
- ・ディープフェイク等による深刻な権利侵害
- ・報復行為